別添　１　　個別条件書　　セ 旧労働会館・働く婦人の家ほか４施設で使用する電気(高梁市)

（１）高圧契約施設

No.	請求書区分	需 要 場 所		基本料金単価（税込）		電力量料金単価（税込）	
		施 設 名 称	施 設 住 所	基本料金	予備電源・予備線	夏 季	その他季
1	1	旧労働会館・働く婦人の家	高梁市中原町1476-1				
2	2	無菌バイオ施設	高梁市川上町仁賀1790-8				
3	2	川上町農業文化交流館	高梁市川上町仁賀1845-8				
4	3	川上中学校	高梁市川上町領家1989-1				
5	4	成羽運動公園（メインスタンド）	高梁市成羽成羽1860				

１ ）　料金算式

【 基本料金 】	**電力を使用した場合**	**（ 契約電力 ）×（ 基本料金単価 ）×（ 1.85 － 力率／100 ）+（契約電力）×（基本料金単価（予備電源・予備線））**	
	まったく電力を使用しない場合	0.5 ×　（ 契約電力 ）　×　（ 基本料金単価 ）+（契約電力）×（基本料金単価（予備電源・予備線））	
【 電力料金 】	（ 使用電力量 ）　×　（ 電力量料金単価 ）	夏季　：　毎年7月1日から9月30日とする	
		その他季　：　夏季以外の期間とする。	
【 燃料費等調整額電力料金 】	（ 使用電力量 ）　×　（ 燃料費等調整単価 ）		燃料費等調整単価は、入札参加資格確認申請時に提出した次の❶～❸いずれかに掲げる算定方式に基づき算出するものとする ❶当該施設を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整制度 燃料費等調整単価（燃料費調整単価、市場価格調整単価、離島ユニバーサルサービス調整単価の合計をいう。）は、当該施設を管轄する旧一般電気事業者が定める電気契約要綱等により算定した額とする ❷独自の燃料費等調整制度 燃料費等調整単価は、別紙　燃料費等調整額算定方法により算定した額とする ❸燃料費等調整制度を適用しない方式 燃料費等調整単価は0円とする
【 再生可能エネルギー発電促進賦課金 】	（ 使用電力量 ）　×　（ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 ）		旧一般電気事業者と同単価

２ ）　電気料金の算定

電気料金 ＝ （ 基本料金 ） ＋ （ 電力量料金 ）＋ （ 燃料費等調整額 ） ＋ （ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 ）